

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、令和元（2019）年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

◎「見える化要件」とは・・・

2020 年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

◎職場環境要件の提示について

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	自己啓発支援制度（資格支援制度）を導入し、受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等による責任の所在の明確化 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩質・分煙スペース等の整備	随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。 リスマネ委員会他、各種委員会の運営や各種事故対応マニュアルを整備している。 仕事と子育ての両立の一環として、関連法人内に職員が利用できる託児所を設立した。 年次健康診断、ストレスチェックの実施。全館禁煙。
そ の 他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 非正規職員から正規職員への転換	ミーティング等で経営理念を唱和し、共有を図っている。 非正規職員から正規職員への転換を奨励している。